平成２４年（フ）第２０号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪711番地　第２吹上団地１―13号
債務者　赤石　文嘉
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１号
栃木県宇都宮市上横田町760番地11
債務者　川崎　正彦
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２号
栃木県宇都宮市上横田町760番地11
債務者　川崎由美子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４０号
石川県加賀市源平町15番地
債務者　藤森　繁美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１７１号
滋賀県東近江市五個荘塚本町107番地、前住所滋賀県愛知郡愛荘町杳掛860番地３
債務者　藤居佑喜由
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月23日午前11時30分
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１１１号
島根県出雲市武志町865番地１
債務者　竹内　秀年
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５１６号
岡山市南区浦安西町32番地120
債務者　虫明　英児
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３３号
岡山市南区泉田52番地２　セジュール泉田202号、旧住所岡山市南区大福693番地５
債務者　山口　恵美（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４号
岡山市南区東畦34番地15
債務者　多賀　一朗
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２５号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目13番地９　ＰＡＬＡＣＥ瀬谷２―101
債務者　池田　杏子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
横浜市鶴見区駒岡３丁目15番３号　第二美和荘201
債務者　山内　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７０号
愛知県豊橋市前田中町９番地４　402
債務者　廣田　優子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３号
愛知県田原市浦町南松崎７第６田原寮1414号室、住民票上の住所大阪府大阪市都島区中野町３丁目11番12号　ヴィラ楠303号
債務者　廣瀬　勇樹
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５号
愛知県蒲郡市形原町北新田41番地４　レオパレスミュニＢ―110
債務者　野口　悦子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第３２０号
沖縄県うるま市字栄野比11番地
債務者　平良　紀子（旧姓米須）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５１５号
北海道旭川市永山10条７丁目１番18号　幸ハイツ３号
債務者　赤岩　政美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部